



「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」

4月1日～30日にあたって

令和6年3月
那覇産業保安監督事務所
所長 土井義男

季節感の薄い沖縄ですが気温も上がり4月からは学校や職場など新しい環境での新年度がスタートします。

各鉱山におかれましても新たな人材や設備などの更新により、慣れない作業環境での事故が起きる可能性が高まる時期でもあります。また、新規事業の受注も始まり余裕のない無理な操業から事故原因を誘発することも考えられます。そのため、今一度気を引き締めて今年度も安全で安心な鉱山操業へと精励していきましょう！

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、4月1日～30日までの間を「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」として定め、各鉱山の保安計画等を策定し新たなスタートを展開することとしています。

那覇産業保安監督事務所においては「自主保安体制の確立」を目標とし、鉱山保安マネジメントシステムの導入により、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)サイクルの循環を強く意識した運用を呼び掛けてきております。

各鉱山におきましては、自らの実情に合わせた各種の取り組みを実行されるなか、再度同サイクルが好循環に繋がっているか否かを確認し、年度当初に必要な鉱山保安の「方針」、「目標」、「計画」の策定に努力していただきたいと思っております。

なお、当該月間の方針、目標、計画の策定等に当たっては、経営トップや保安統括者のみならず鉱山に関わる皆様一人一人が参画し、鉱山保安の確保を意識した取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

令和6年度も「ご安全に！」

- ★ 経営トップの方は保安方針を策定していますか？
- ★ 策定した保安方針を表明していますか？
- ★ 保安方針に基づく実現可能な保安目標を設定していますか？
- ★ 保安計画には保安委員会や鉱山労働者の意見が反映されていますか？
- ★ 保安計画は鉱山で働く方がいつでも確認できるよう掲示されていますか？

＜令和5年度 鉱山保安標語準入选作品＞

見落とした潜むリスクが大きく育つ 早期発見 早期改善

西里 実（宇江城鉱山）

保安運動「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」の 実施要領

令和 6 年 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 3 0 日（火）までの 1 月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、各鉱山の経営トップが保安方針を定め、その方針に基づき 1 年間の保安計画を立て、これを確実に実施することにより、危害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安方針の表明

鉱業権者は、自ら保安に対する姿勢を明確にした保安方針を表明（口頭によるものを含む。）する。

なお、保安方針の改善を要しないと判断される場合はこれを継続しても構わない。表明した保安方針には、概ね、次の事項の内容を含むよう定める。

- ・危害及び鉱害の防止を図ること
- ・鉱山労働者の協力のもと、保安活動を実施すること
- ・法又はこれに基づく命令、保安規程等を遵守すること
- ・鉱山保安マネジメントシステムに従って措置を適切に実施すること
- ・保安方針はできれば文書（紙又は電子媒体等。）によること

(2) 保安目標の設定

鉱業権者又は保安統括者（保安管理者）が中心となって保安委員会等を開催し、経営トップが定める保安方針に基づき、今年の保安目標を設定し、鉱山労働者全員への周知により、災害・鉱害に対する保安意識を高める。

- ・保安方針に基づき、①リスクアセスメントの調査結果、②前年等過去の保安目標の達成状況等を踏まえ、「災害ゼロ」等の保安目標を設定（口頭によるものを含む。）する
- ・保安目標は、一定期間（原則 1 年後）に達成すべき到達点を明らかにしているものとするとともに、近年の災害発生状況等を踏まえ達成可能なものとする（ほとんどの鉱山の保安目標は「災害ゼロ」だと思うので、この「ゼロ」が達成可能な到達点。「災害ゼロ」の他に、職場の整理整頓の徹底等複数の目標を設定しているところもある。）
- ・鉱山としての目標を設定はもとより、必要な場合、これを基にした関係部署ごとの目標も設定する
なお、小規模な鉱山等の場合、関係部署ごとの目標は実態にそぐわない場合もある
- ・目標は達成の度合いを客観的に評価できるよう、「災害ゼロ」等可能な限り定量的なものとする
ただし、複数の目標がある場合、一つでも定量的なものがあれば、すべてが定量的である必要はない
- ・保安目標はできれば文書（紙又は電子媒体等。）によること

- ・ 保安目標の策定には保安委員会の意見を反映すること

(3) 保安計画の策定

保安委員会等を開催し、保安目標を達成するために、今年1年の保安運動、保安教育等の計画を策定し、鉱山労働者全員に周知、実行し、災害の未然防止を図る。

- ・ 保安目標を達成するため、①鉱山におけるリスクアセスメントの結果、②過去における保安計画の実施状況、③保安目標の達成状況等に基づき、1年等の期間を限り、保安計画（文書（紙又は電子媒体。）によるものに限る。）により作成する
- ・ 保安計画は、実施の担当部署、必要な予算等を含めて作成する
- ・ 保安計画は、保安目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定め、概ね次の事項を盛り込む
 - ①保安計画の期間（原則1年）に関する事項
 - ②法又はこれに基づく命令、保安規程等に基づき実施すべき事項及びリスクアセスメントの結果により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
 - ③日常的な保安活動（危険予知活動（KYK）、4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動、ヒヤリハット事例の収集及びこれに係る対策の実施、各種改善提案活動等）の実施に関する事項
 - ④保安教育の内容及び実施時期に関する事項
 - ⑤保安計画の見直し（新規区域の開発に当たる場合や機械、設備等を新規に導入する場合等）に関する事項
- ・ 保安計画の策定には保安委員会の意見を反映すること

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山の保安方針、保安目標、保安計画の策定を推進する。

また、可能な地区では地区内保安方針、保安目標、保安計画を策定する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官等を派遣し、各地区保安対策委員会を支援する。

